

◇ファンクラブ会員規約

第一条 <総則>

- ・ この会の名称は、「大宮アルディージャ ファンクラブ」(以下ファンクラブ)とします。
- ・ 本ファンクラブは、大宮アルディージャを応援することを通じ、サッカーを中心としたスポーツ文化の振興、及び会員同士の親睦を深めることを目的とします。

第二条 <会員>

- ・ 会員は、前条 2 項の趣旨に賛同し、所定の申込手続きを経て会員となるものとします。
- ・ 会員は、「個人会員」、同居のご家族を対象とした「ファミリー会員」、25 歳以下の「U-25 会員」、「無料会員」のいずれかに所属するものとします。
- ・ 「無料会員」から「有料会員」への変更を除き、シーズン途中は会員の変更、会員種別の変更はできません。
- ・ 未成年者の入会継続は、都度事前に親権者の同意を得て行うものとします。
- ・ 有料会員は別表に定める会費をクラブに納入するものとします。

第三条 <会員期間>

- ・ 有料会員の期間は当年 2 月 1 日～翌年 1 月 31 日までとします。
- ・ 無料会員の期間は無期限とし、毎年自動更新されるものとします。

第四条 <入会拒否>

クラブは、入会希望者が以下の各号に該当する場合は、入会希望者の入会を拒否することができます。

(1)入会希望者が以下のいずれかの者であるとクラブが認める場合。

1. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条の暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
2. 暴力団員等でなくなった時から 5 年を経過しない者(以下「元暴力団員等」という。)
3. 暴力団員等または元暴力団員等と、組織上、経営上もしくは業務上の関係を有し、または当該関係を有する団体に所属する者
4. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を得る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等または元暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
5. 暴力団員等または元暴力団員等に対し、資金等を提供し、または便益を供与するなどの

関与をしていると認められる関係を有する者

6. 暴力団員等または元暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2)クラブが入会希望者の申し込み目的について、所謂ダフ屋行為(入場券等の不当な売買行為)もしくはショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)であると判断した場合。

第五条 <会員資格の失効>

会員期間内であっても、会員が次のいずれかに該当した場合、クラブは当該会員の資格を失効させることができます。ただしこの場合、支払い済みの年会費等については、クラブは当該会員に対して、返還の義務を一切負わないものとします。

1. 当該会員が本規約に違反した場合。
2. 当該会員が第四条各号に該当すると認められた場合。
3. 当該会員の入会申込書の記載内容に虚偽があった場合。
4. 当該会員の社会的信用が著しく低下した場合。
5. その他、クラブが当該会員を会員として不適格であると判断した場合。

第六条 <会員証>

- ・ クラブは会員に対し、クラブが発行する会員証を発行します。
- ・ 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、会員証を他人に譲渡、貸与または担保提供等することはできません。
- ・ 会員証カードは原則として再発行されません。ただし、やむを得ない事情による場合は、発行手数料として1,100円を頂戴し再発行をいたします。

第七条 <会員特典>

- ・ 有料会員は、クラブが設定する各種特典について、クラブが指定する方法により受けることができます。
- ・ 各種特典について、追加、変更が生じた場合は、クラブ所定の方法で会員に通知するものとします。

第八条 <届け出事項の変更>

- ・ 会員の個人情報等に変更があった場合は、当該会員は、速やかに届け出るものとします。
- ・ 前項に該当する届け出がない為、またはその届け出内容が不十分である為、クラブからの通知またはその他の送付物が延着、または未着となった場合は、クラブ当該送付物が通常到着すべきときに会員に到着したものとみなし、クラブはその責任を負わないものとします。

第九条 <退会>

- ・ 有料会員は会員期限内でも、本規約を解除し退会することができます。ただしこの場合、支払い済みの年会費等について、クラブは当該会員に対して返還の義務を一切負わないものとします。
- ・ 有料会員期限終了とともに「無料会員」に自動継続いたします。「無料会員」を退会する場合は、前項に準じた届け出を行うものとします。
- ・ 無料会員について、2シーズンの間、ログインせず、今後のサービス利用が見込めないと判断した場合、また、会員登録を多重にしていた場合はクラブが退会扱いとすることができます。

第十条 <規約の改正>

本規約の追加または変更がある場合は、クラブは改正された規約を施行する前に、クラブ所定の方法により会員へ通知するものとします。

第十一条 <個人情報の取扱い>

会員の個人情報は大宮アルディージャにおける、個人情報保護の方針に従い管理いたします。大宮アルディージャにおける個人情報の取扱いに関する基本方針は「[個人情報保護方針](#)」のページをご参照ください。

弊クラブは、お客様が本サービスを利用する過程において知り得た情報に関し、以下の項目に該当する場合を除き、正当な理由なく第三者に対して開示しないものとします。

- ・ お客様が、個人情報（お客様の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、メールアドレス等）の開示について同意している場合
- ・ 弊クラブが、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計情報を、お客様の特定ができない形式に加工して開示する場合
- ・ 本サービスにより購入したシーズンチケットを用いて会場に入場する際の本人確認のため、主催者及び会場の管理者にシーズンチケット購入者及びファンクラブ申込者の個人情報の全部又は一部（お客様の氏名、住所、電話番号、性別、年齢等）を提供する場合
- ・ 本サービスにてシーズンチケットを購入したお客様やファンクラブ申込者に対して、主催者が、試合中止・延期・変更等の連絡や、それに伴う払い戻し業務を行うため、弊クラブから主催者にシーズンチケット購入者及びファンクラブ申込者の個人情報の一部（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を提供する場合
- ・ 本サービスにてシーズンチケットを購入したお客様やファンクラブ申込者に対して、主催者が提供する興行・商品・サービスの案内を行うため、弊クラブと個人情報の保護の

- 締結をした当該興行主催者にシーズンチケット購入申込者及びファンクラブ申込者の個人情報の全部又は一部（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を提供する場合
- ・ ファンクラブの諸手続き・シーズンチケット販売のため、本サイトを管理運用する構築元であるシステム会社にシーズンチケット購入者やファンクラブ申込者の個人情報の一部を提供する場合
 - ・ データ分析ツールを用いたマーケティング活動を実施することを目的として、Jリーグ（公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びにその関連会社及び同社の子会社をいいます。）に対して、シーズンチケット、ファンクラブ、及びチケット購入者の個人情報の全部または一部（氏名、住所、電話番号、性別、年齢等）を提供する場合

第十二条 <継続手続き>

「有料会員」の継続意思のある会員は、クラブが指定する期間内に所定の様式で継続手続きを行わなければならない。指定の期間内に手続きが行われなかった場合は、「無料会員」とみなし、自動継続するものとする。

第十三条 <チケット購入>

2019年6月から施行された「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」に従い、入場券の購入にあたり、購入者の氏名及び連絡先を確認させていただく場合があります。主催者の事前の同意のない入場券の有償譲渡は同法律で禁止されております。同法律に違反する入場券の有償譲渡及び譲受けは、刑罰の対象となる場合があります。